お知らせ・横浜航路を延伸します。

1　新本牧ふ頭工事に伴い工事区域が最大となる令和2年5月15日（予定）から**横浜航路を延伸**します。

2　延伸した航路を明示する**仮設灯浮標２基**の灯質は**群せん光　６秒２せん光**に設定され、既設の横浜航路第一号灯浮標及び二号灯浮標は**単せん光　３秒に１せん光**に変更します。

3　**京浜港横浜区第二区の境界線の基点**を一部変更します。※港区の区域には変更はありません。

京浜港（横浜区）

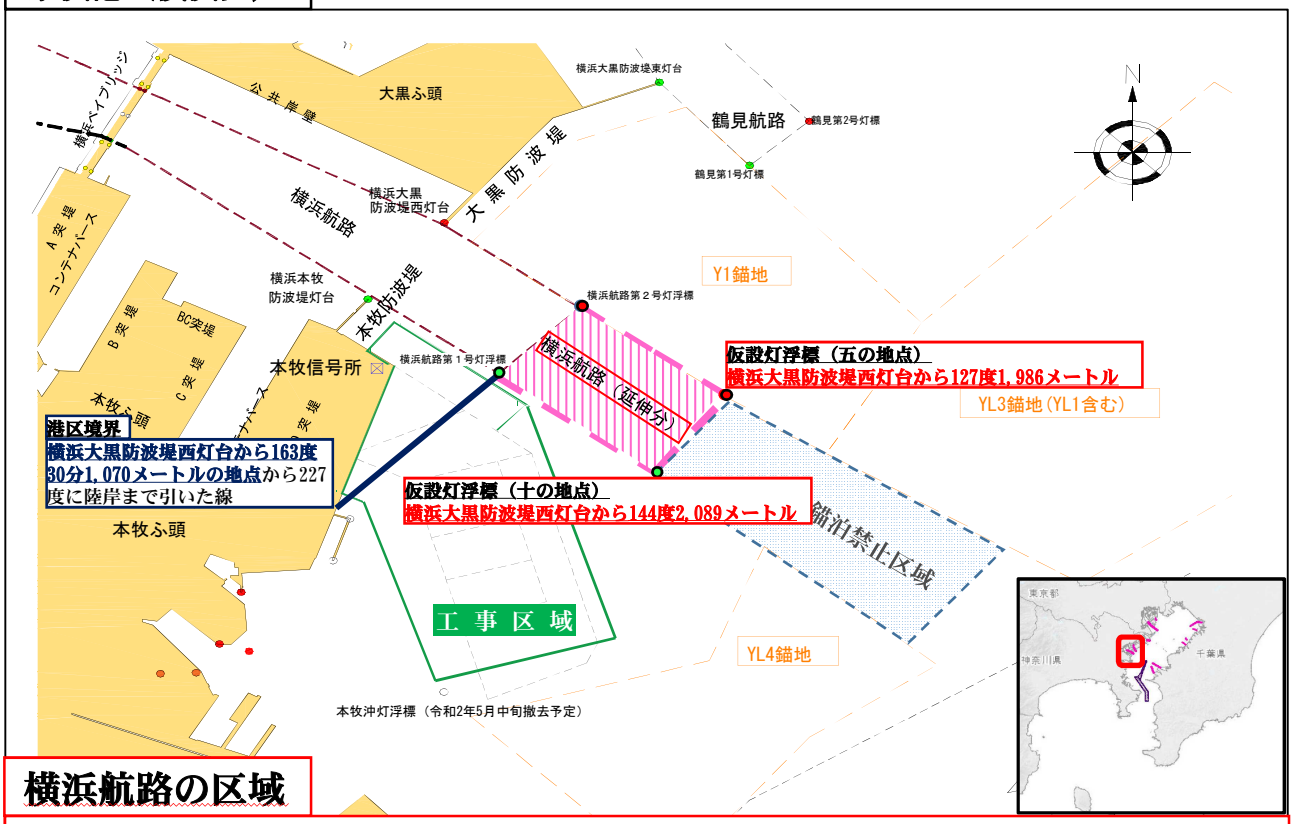

横浜航路の区域

第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
一～四　（略）
五　横浜大黒防波堤西灯台から百二十七度千九百八十六メートルの地点
六～九　（略）
十　横浜大黒防波堤西灯台から百四十四度二千八十九メートルの地点

京浜港横浜区第二区の境界

第一区境界線、横浜航路南側線、**横浜大黒防波堤西灯台から百六十三度三十分千七十メートルの地点**から二百二十七度に陸岸まで引いた線、山下橋、小港橋及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面

※　新本牧ふ頭建設工事期間中は、工事区域に航泊禁止区域が設定されます。
航泊禁止区域（工事区域）には区域明示用の標識（黄色灯浮標4秒1せん光）が設置され、同区域には警戒船が２４時間配備されます。

問い合わせ先：横浜海上保安部航行安全課（航路・港区境界に関すること）TEL 045-201-1671
交通課（航路標識に関すること）　TEL 045-212-3502